

ごみ焼却施設包括的運営事業 募集要項に係る新旧対照表

令和 3 年 1 月 22 日

令和 3 年 1 月 8 日付けで公表したごみ焼却施設包括的運営事業に係る募集要項のうち、プロポーザル提案説明書を次のとおり修正します。

【プロポーザル提案説明書】

【令和 3 年 1 月 8 日修正】		
項目	旧（修正前）	新（修正後） ※下線部分が修正箇所
2) プロポーザル提案説明書等の書類の配付 ① 配付日 ② 配布時間及び場所 [9 ページ]	① 配付日 令和 3 年 1 月 8 日（金）とする。  ② 配付時間及び場所 時間 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで 場所 本組合事務局（本説明書第 6 章その他 3. 問合せ先に記載）	① 配付日 令和 3 年 1 月 8 日（金） <u>から令和 3 年 1 月 28 日（木）まで</u> とする。  ② 配付時間及び場所 時間 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで <u>（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）</u> 場所 本組合事務局（本説明書第 6 章その他 3. 問合せ先に記載）

【令和 3 年 1 月 22 日修正】		
項目	旧（修正前）	新（修正後） ※下線部分が修正箇所
14) 優先交渉権者の失格 [17 ページ]	14) 優先交渉権者の失格 優先交渉権者（複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者）が、運營業務委託契約を締結するまでに、本組合から指名停止の措置を受けたときは、本組合は、運營業務委託契約を締結しない。	14) 優先交渉権者の失格 優先交渉権者（複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者）が、運營業務委託契約を締結するまでに、本組合の <u>構成市である柳川市又はみやま市</u> から指名停止の措置を受けたときは、本組合は、運營業務委託契約を締結しない。